

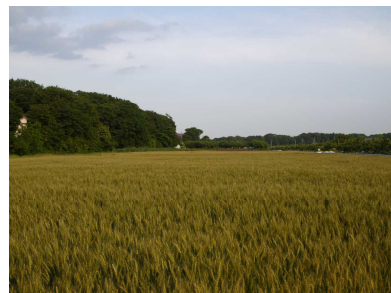
# 地租改正地引絵図にみる桶川

地引絵図は、明治期の地租改正に伴い作成され、当時の土地利用などが記されています。貴重な史料である地引絵図や江戸時代の絵図から、当時の桶川の様子を紹介します。

## 村絵図からひも解く近世の桶川

戦さのない平和な時代が続いた江戸時代では、現代に続く地域の形が整備されていった。町や村では、領主らが地域の様子を把握するものとして絵図が描かれた。絵図は、収穫高を調査する検見の際に作成されることが多く、田畑が強調された。また、まぐさ場や用水といった土地に関わる争論が発生した場合には、絵図を用いて判決が行われた。

桶川でも同様に村の様子を記した村絵図が住民たち自身によって作成された。



舎人新田古図

### 村絵図と人びとの暮らし—舎人新田村—

舎人新田村の名主を勤めた増田家には、村の絵図が残されている。舎人新田村は、江戸時代初期に加納村の住民が護摩堂沼と呼ばれた沼地を開発して生まれた村であり、深田や蒔田に沿って集落が営まれている。

絵図が描かれた年代は不詳であるが、沼地を開発した後も村の整備を続けながら生活していたことがうかがえる。

### 堰や水門（白色）

江戸時代の絵図は、地目や施設を色分けて描く。この絵図でも複数の色が使用されており、中でも水路の合流地点の堰や水門とみられる部分を白色の記号で描いている点が特徴である。



### 村の社寺

鎮守である熊野社とともに、明治期に廃された燈明寺と彌陀堂が村の北側に描かれている。



### 一下川田谷村—

川田谷地区では、江戸時代に旗本牧野家の知行地であった下川田谷村の上分と下分を描いた絵図が伝わっている。

資料からは、天保7年（1836）に名主をはじめとする村役人が連署の上、当時「八州廻り」と呼ばれていた治安維持組織「関東取締出役」の代官である山田茂左衛門に上申した絵図であることから、幕府の国絵図作成の命に基づき作成されたと考えられる。

規模の大きい下川田谷村の寺社仏閣や道、村境が色鮮やかかつ正確に描かれている。江戸時代末期の村では、高水準の絵図を描く技術や人材があったことがうかがえる。



武州足立郡下川田谷村上分下分絵図

## 近代国家の建設と地租改正

明治期に入ると、新政府は近代国家建設を目指し、中央集権体制の整備を進めていく。安定的な財政基盤を築く必要性があったことから、税制度の見直しが急がれ、明治5年（1872）に始まったのが、地租改正である。

検見や地券の発行などの地租改正にかかる手続きを終えると、土地の所有権が認められた。近代的な土地所有制度が成立していくとともに、近代資本主義経済の発展の礎が築かれていく。



発行された地券

## 地租改正事業のはじまり

事業がはじまると、全国の町や村で土地の整理や調査が始まった。これらの作業は、全国各地の地域事情を考慮し、江戸時代と同様に、住民たち自身で実施された。

国を挙げた大事業であったが、実際の事業を進めていたのは、戸長役場を中心とするその地に住む人びとであった。戸長役場には、帳簿類が備えられ、帳簿に記載されている情報が現地と照合された。これが難しい場合には、地引絵図をもとに実地調査が行われた。



## 明治維新を迎えた町

新政府は、資本主義の列強諸国に対峙するため、近代産業の育成を始めた。

中山道沿いに工場を置き、木綿を生産していた松盛工場では、石油発動機が利用され、桶川における近代工業の萌芽を知ることができる。

また、町の商家では、近隣の村々と商品作物の取引が続いていた。麦などを取り扱う穀物商は、幕末からの繁栄が続いていた。中山道には、麦のほか、甘藷、肥料、木綿などを取り扱う商家が連なっていた。



矢部家住宅  
「木半」の屋号で知られる矢部家は、穀物を取り扱っていた。明治初期につくられた店蔵が現存している。

## 地租改正地引絵図 (桶川宿)

桶川宿の地引絵図は、明治11年(1878)3月に桶川宿戸長役場により作成された。一分を一間として600分の1の縮尺で描かれている。江戸時代に描かれていた大まかな村絵図とは異なり、地引絵図では一区画ごとの土地が縮尺を用いて描かれ、土地には照合のための番号が振られた。

地引絵図は大きく分けて以下の3種類に分けられる。

- ①一筆限図 主に地形・地目・所有者名が記載。面積算定に使用
- ②一字限図 主に地形・番号・地目が記載
- ③一村限図 筆の区画と番号を記載した村全域の地籍図

作成する地引絵図の様式は決められておらず、1882年の『府県地租改正紀要』によれば、絵図の名称や詳細については府県で異なっている。埼玉県では、「地圖ハ字限村限ノ二様ニシテ其方法ハ八分間略器ニ據リ方圓を像トリ以テ製出セシム」とあることから②と③が作成されている。

## 村の暮らしと入会地

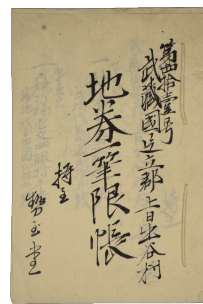
明治期を迎えた桶川の村々では、広大な農地で麦や甘藷などの作物が生産され、肥料を採取するための雑木林が村人の手で守られていた。

明治5年(1872)から始まった地租改正の事業にともない、雑木林にみられるような村の人々が共有している入会地も課税の対象となり、所有者を明確にする必要があった。また、新政府は山林原野を国有地として囲い込む方針であったこともあり、入会地の土地整理では混乱が生じることもあった。

## 上日出谷の雑木林

上日出谷地区には、現在、首都圏中央連絡自動車道の南側に沿う一帯に入会地としての「まぐさ場」があり、明治6年に土地調査が行われている。この時作成された『一筆限帳』は、絵図と照合して使用するもので、土地の所有者が勢至堂であったことが記されている。

また、明治13年(1880)から19年の間に陸軍によって制作された地図には、勢至堂周辺に広がる松、楡林が確認できる。



『一筆限帳』



第一軍管地方二万分之一迅速測圖原圖

## 倉田の共有地碑

倉田地区には、村人による入会地の利用が守られていたことを記念する碑が建てられている。大正4年(1915)に建てられたこの碑には、土地を守った村の先達43名への感謝として、次の言葉が刻まれている。

神徳維レ高く福祉維レ治シ (神の功德が高く幸せが広く行き渡っている)

入会地は、農業を生業とする村の人々にとって、欠かせないものであり、明治期を迎えてもなお、村の自治運営によって守られていた。



倉田の共有地碑